

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の個人消費は足踏み状態であり、地域経済の担い手である区内の中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は好転の兆しはあるものの、後継者不足などで継続的な事業の展開が不透明であり、依然として厳しい状況にさらされています。

また、首都圏を中心に住宅用地が不足する中、都心部での大規模な開発等による住宅・オフィス需要も引き続き堅調です。

このような背景から、千代田区における固定資産の評価額は上昇傾向が顕著で非常に高い水準が続き、固定資産税の過重な負担が、マンション等の共同住宅に居住している者が約9割になる区民の定住や事業の継続の大きな障害となっております。

このように、厳しい状況における過重な税負担が続く中で安心して生活し仕事を続け、子どもたちに未来を託し、そして住み続けたいと願う区民の負担軽減を求める声には切実なものがあり、固定資産税等の大幅減税が求められています。

東京都においては、昭和63年度以降、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年度より負担水準が65%を超える商業地等については固定資産税・都市計画税の軽減措置など、地方税法において一定の範囲で地方自治体に認められる裁量を最大限活用するなど、独自の様々な特例措置を講じられてきたところです。

千代田区議会は、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として大都市圏である特別区は地価水準が高く、住宅コストも納税者の税負担も他の地域に比べて大きいものであります。こうしたことから、住宅用地の特例率の縮小及び商業地等の据え置きゾーン下限の引き上げや据え置き特例廃止などが行われた場合、区民及び中小企業・小規模事業者に与える経済的、心理的影響は計り知れないものがあると考えます。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、下記の事項について強く求めます。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成31年度以後も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、平成31年度以後も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、平成31年度以後も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年12月12日

千代田区議会議長 松本佳子

東京都知事 小池百合子 殿